

## 第2回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

秋田地方・家庭裁判所事務局総務課

### 1 開催日時

平成18年11月22日（水）午後3時00分～午後4時35分

### 2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

虻川高範，金子直史，菅美千世，中村雄一，橋本和夫（家庭裁判所委員兼務），  
前川重明，見上裕子，横山智也，米澤實（以上地方裁判所委員，敬称略・五十  
音順）

熊澤あゆ子，佐藤順子，柴田一宏，原田健，藤井俊郎，三浦邦夫，村益建太（以  
上家庭裁判所委員，敬称略・五十音順）

（説明者）

（地裁）池田事務局長，池田事務局次長

（家裁）大中事務局長，高橋事務局次長

（庶務）

（地裁）佐々木総務課長，澤田秋田検察審査会事務局長

（家裁）藤原総務課長，一関総務課課長補佐，佐々木総務課庶務係長

### 4 議事

(1) 裁判員制度について

(2) 裁判所利用者アンケートについて

(3) その他

(4) 次回開催予定など

ア 次回テーマについて

イ 次回期日について

## 5 議事要旨

### (1) 裁判員制度について

(以下、◎が委員長，○が委員，□が説明者の発言)

◎ 前回に引き続き、「裁判員制度について」の意見交換を行う。

○ ビデオ「評議」を見て、いろいろ考えるところがあった。まず一つは、職業としている裁判官と裁判員とでは相当なギャップがあるわけだから、実際にあれだけの議論が進むかどうか、沈黙が多くなったり、間があくのではないかという意見が前回の委員会でも述べられていた。裁判官が余りリーダーシップを取り過ぎるのはまずいというのは想定できるが、ファシリテート(注・促進)していくとかコーディネートしていくスキルが、いろいろな方が集まる中で、どれだけあって、また、スキルアップしていくためのトレーニングがどれだけされるのかと疑問に思いながら見ていた。裁判官によって評議の議論の深まり方が全然違うということになると、被告人にとっては相当不利になる状況もあり得るわけで、ファシリテートの役割のスキルをどうやって身につけるか疑問に思い見ている。また、私は、臨床心理士なので、集団心理から言えば、同調行動というのは大いにあり得る。私たち一般の人間から見たら、法曹界の人々は全然違う所にいると考えてしまう傾向があり、裁判官が意見を先走って言うと、それと同調する行動というのは大いにあり得ると思う。そういう先走ったリーダーシップでなく、上手に議論を深めていくようなコーディネート、ファシリテートのスキルは別に必要な気がする。今までの裁判では手慣れたスキルがある裁判官でも、従前とは違う訓練が必要ではないかと感じた。

もう一つは、昨日か一昨日の地元新聞の「裁判員の辞退については、職業を考慮して柔軟に対応する。」との記事についてであるが、ビデオは、裁判員として集まってからスタートしていたが、そこまで行き着くのにすごく難しいと感じながら見ていた。私も皆さんもそうだが、職業を持っていて、そ

ちらを生業としている中で、現実は何日間か拘束されるということが分かっている状況に出向いて行けるのか、足を向けられるのか。私はカウンセラーとして、命にかかわる人も抱えている状況で、裁判に拘束され、時間を割くというのは、クライアントのことを考えるとすごく心苦しい。とあって、実際にそこへ行くと重い話ではあるが、やらなければならない。時間が割けるか、それだけのことが考慮できるか。実際、柔軟にと言っても、「理由を裏付ける資料の添付を求める方針」とあり、理由を詳細に書く手間もあるし、添付資料の準備も難しい、本当に裁判員として集まれるのかという気持ちで見えていた。

- ◎ 今、指摘のあった二つの点については、どちらも非常に難しいところで、正に今、裁判所の中で検討しているところである。まず、最初の、裁判官が上手に議論を深めていく能力を高めていくことについて、裁判官の立場である委員はいかがか。
- 非常に難しい御指摘で、かつ、大変重要な点だと思っている。私も何回か模擬裁判をやって、評議がいかに難しいかを、やればやるほど実感している。ビデオのように意見が進むということは今までなかった。それはどういう方に模擬裁判の裁判員を頼んでいたかも多少影響していたかもしれない。純粹に一般の方々に集まってもらうわけではなく、例えば、職員であれば、かえって萎縮して、意見が言いにくかったこともあるかもしれない。意見を出してもらうことの難しさ、これは本当に痛感している。裁判官がリードすることによって議論が流れてしまうのではないかという不安があるので、自分自身を常に戒めて評議に臨んでいる。もっとも、最近、それほどそういうことはないのではないかと、思うようになった。裁判官が、例えば、「こうではないでしょうか。」と言うと、「そうですね。」ということにはむしろならなくて、「いや、違うのではないですか。」という意見を言う方も結構いて、そこは、裁判官の言い方次第で、決して一つの方角へ流れてしまうことは余

りないのではないかと、むしろ心配なのは、意見をあまり言わない方がたまたま集ってしまったときに、どういうふうに活性化させて、適切な結論に導いていくのかと、これは本当に力量を問われるなど感じている。どういう形で能力を身に付けていくのか、スキルアップしていくのかという答えは私も持ち合わせていないが、やはり、模擬裁判、模擬評議を重ねて、いろいろな方と議論していくことしか思いつかない。司法修習生が職場にいるので、修習生相手に議論するときも、評議を想定したような形ですることもあるが、修習生は修習生であり、ある意味法律の専門家なわけで、そうでない方を対象として、そういう評議をしていく力を裁判官が付けていくのは、本当に裁判員制度の一つの柱になってくるだろうと思う。これがうまくいくかどうか非常に難しい問題だが、乗り切らなければならない問題だと思っている。

- ◎ 刑事の裁判官は、法廷でしか一般の人との接触はないわけだが、その点、民事の裁判官だと、直接当事者本人と、例えば法廷だけでなく和解や弁論準備などでいろいろ調整作業などをし、あるいは、家事だと本人の申立ても多く、場合によっては本人から事情聴取したり、その時に裁判官がうまく、的確にその本人や関係者が意図しているところをくみ上げるという経験があるのかなと思う。もし民事の裁判官が仮に裁判員裁判を担当するとなれば、今問題になっていた裁判官のコーディネート能力という辺りは、多少違うのかなという気もするが、その点はいかがか。
- 委員長御指摘のとおり、刑事と民事とでは違う点もあろうかと思う。私自身は、直接に刑事関係、特に裁判員裁判の施行準備関係の作業に携わっていないので詳しいことは分からないが、裁判員裁判であっても、裁判官と裁判員が評議室で意見を出し合う場面の前に、法廷における公判期日で、検察官が検察側からの意見を出し、被告人や弁護人が被告・弁護側からの意見を出し、そこにある種の討論というか、それぞれが違う意見や裏付けの証拠を出して、それをお互いに比較して、それぞれの長短を議論する場面があると思

う。そこは民事裁判でも同じであるが、私としては、例えば民事裁判では、最終的には裁判官3人で評議をするけれども、その評議がうまくいく前提としては、その一步前の法廷における手続、これは民事では口頭弁論などの期日と言っているが、この口頭弁論などで原告と被告と裁判所との間にかみあった議論をしておくことが大切だと思っている。そのためには、裁判官3人であらかじめ評議をしておいて、裁判所の問題意識としてはこういう点が気になるけれども、それが原告や被告の問題意識とずれているようであれば、次の口頭弁論などの機会に、裁判所の側から原告や被告に対して、実は裁判所としてはこんな点を気にしているけれどもその点はどうなんだろうかという問いを投げかけてみたりして、口頭弁論などにおける議論を活性化しておくといよい。そうすると、後で裁判官室に戻ってきて評議をするときに、自分は原告の意見がもっともだと思ふとか、自分は被告の意見がもっともだと思ふとか、意外と議論がしやすくなる。これは民事に限ったことではないのかもしれないわけで、評議の前に法廷で当事者を交えた議論をうまくコーディネートしていくこと、そこに裁判所の関心も反映させておくこと、それが、ひいては裁判官の評議、恐らく裁判員を含めた評議でも同じだと思うけれども、そういう評議がかみ合っとうまくいくためのポイントの一つではないかなと思っている。

- ◎ 今の話の中でも出ていたが、これからの裁判員裁判を、どういう裁判官が担当することになるか。これからは、刑事専門の裁判官だけでなく、むしろ刑事も民事もそれなりに経験してきた裁判官が裁判員裁判を担当することも多くなると思う。

ところで、先ほど出ていたもう一つは、裁判員選任手続の進め方の問題で、非常に難しい問題である。裁判員に選ばれても、時間を割くことができるだろうか。それから、さっき言われたのは恐らく、辞退の具体的理由を提出しなければならないが、そんな細かいところまで書けるだろうかということ

すか。そのあたりは、裁判員裁判の協議会とか研究会では、今はこういった検討がされているのか。

- 具体的に仕事の上でどういう差し支えがある場合に辞退できるかというのは、さらに規則で具体的な例を挙げるという段階にきているが、まだ、検討が煮詰まっていないようだ。いろんな事情が考えられるので、皆さんの、こういう場合が考えられるのではないか、という意見を取りまとめているというふうに聞いている。それらの意見を踏まえて、規則である程度の形が示されることになるのだろうと思う。ただ、全体的な方向としては、公平な参加ということも重要な要素であるが、それ以上にできるだけ参加しやすい制度を作る方向に向かっているように思う。したがって、先ほど話のあったように、どこまで柔軟となるかはこれから議論が深まることとなるのだろうが、辞退は相当程度柔軟に認める方向になるのではないかと、個人的には思っている。
- 選挙権は、選挙に行く、行かないは自由に選ぶことができるが、裁判員制度の裁判員になったときに、参加するというのは、半強制的な感じがして、不釣合いだなと思っていた。柔軟な対応といいながらも、出席する方向が大前提なわけで、同じく与えられている選挙権とは意味合いが違うかもしれないが、随分重みが違うという感じがある。
- 先ほどの委員の発言の第1点であるが、裁判官のリードという点で、評議をどのように進行させていくのかについて、今は模擬的に半公開的な形で、どういう形で裁判官が評議を進行させているのか、目に見えるので分かる、実際映画でも見られる。裁判官がリードしすぎだとか、議論が出ないというのは分かるが、実際は当然のことながら、ブラックボックスに入ってしまうわけで、結果だけが出てきて、活発な議論の結果、評議に至ったのか、裁判官が積極的にリードして同調した形で結果が出たものなのか、ある意味検証のしようがない。そうすると、先ほどの委員が言われたように、これはうま

くいった、これはうまくいかなかったということで、スキルアップをどうするかということが、実際やられた裁判官は分かるかもしれないが、一般の人たち、私どもも含めて、どうやったらいいのか、なかなか意見も言いにくい。今ならどうやるかという議論もしやすいが、そこが今後どうなるのか、裁判所の中でも裁判官の研修もあると思うが、始まった後どうなるのかが分からない。裁判所では、第三者機関の目を入れられないのが評議の原理なので、そうすると、どうなのかなという感じを持っている。また、辞退というところで、裁判官委員が言われたように、公平という点からは年代、世代、職業も含めて、できるだけいろいろな方がという建前から、参加しやすい、いわば極端な話だが、職業のある方は裁判員にはならず、言葉は適当でないが時間的に余裕のある方だけが裁判員になる。そうすると、公平な構成とはいえないが、それでないと制度は成り立たないと思う。それが極端になると、公募式の裁判員、つまり、興味があつて裁判員になりたいという人だけが、裁判員になって裁判体となることもなくはないわけで、皆さん辞退されて、公募で手は上げられないが、私はやりたいという人だけが、どんどん集まっていく。そうしたときに、それが裁判体としていいのか、ただ、皆さん関心はあるので、熱心に討議はするかもしれないし、国民参加の司法として、積極的に参加しようとする人が入ってきて、それはいいことかもしれないが、公平な裁判、いろいろな方が集まって、その英知を集めて裁判をするという考え方からは、少しずつ来てきかねないとの懸念がないわけではない。

- ◎ 辞退事由をあまり柔軟に考えてしまうと、裁判員になることを希望する人だけからしか選ばれなくなる可能性が出てきて、広く、国民のいろいろな層から刑事裁判に参加してもらう制度趣旨から外れるという問題は、ずっと議論されてきている。そのあたりが非常に難しく、かといって、あまり辞退事由を厳格に考えてしまうと、裁判員になる人の負担が重くなりすぎ、そのバランスをどこでとるかという問題になる。それから、最初の点については、

評議に第三者を加えるというのは、評議の秘密があるから、それはできないわけで、言われたとおりである。評議の有り様というのは、評議の秘密があって、後で検証できないのではないかとの話は、それは、そうなのかもしれないが、今でも刑事裁判は、結果が出れば大きな事件だけではなくて、報道されれば、必ずそれについての批判はあるわけで、それは、裁判員裁判になっても、判決言渡しがあると、判決の理由説示などから評議の様子なども推測しながら、いろいろ批判されるのではないか。

- 私も模擬裁判の裁判員を昨年経験したが、やはり評議の在り方が一番大変だと感じた。議論するといっても必ずしも皆さん同じように自分の考えなどを発言できるとは限らないと思う。最近よく話のできない方や、うまく表現できない方でも、自分の考えていることを表現できる方法として、書き出しを試みるとか、いろいろな方法でやっていると思う。そういったことも含めて、様々な方法を考えたらどうかと思う。言葉に表現できなくても頭の中にはあるという方もいると思う。その場で発言したいと思っても、それができないこともあったので、大変評議は難しいと思った。
- ◎ 文書化というか、あるいはメモでもいいから自分の意見を書いて提出するような述べ方も評議の中で考えていいのではないかということか。
- そういったことも交えてやったらどうかと思う。
- 評議のパンフレットの中で、「人前で自分の意見を言うことが苦手で」とあるが、裁判員に選ばれたときに、6人全員が必ず意見を述べなければならぬかどうかという疑問がある。だれかが意見を述べたときに、賛成するか反対するかそういう態度を示すだけでもいいのだろうか。
- やはり発言が非常に立派な方と、口下手な方など、当然いろいろな方がいるわけで、同じように同じ時間だけ話していただくのは無理だし、その必要もないと思う。ただ意見の表明の仕方というのは、「ああ、そうだ。そうだ。」という意見の表明の仕方もあるわけで、もちろんそれも考えられると思う。

また、それをどういうふうに裁判官が引き出していくのか、やはりテクニクであろうか、その何も考えのない方から引き出すのは無理であるが、何か考えをお持ちであれば、これはこういうことなんでしょうかと引き出していけば、口下手な方でもそれなりの御意見はいただけるのではないかと思う。したがって、そういう力も裁判官は多分求められるだろう、だから、参加される方はあまり心配する必要はなくて、意見を引き出すのは、裁判官、裁判所の責任だと思っている。それをできるような形で我々の方が評議を進めていく、意見をいろいろな形で出してもらいながら評議を進めていくことが職業裁判官の責任だと思うので、そういう心配はしていただく必要はない。

○ ビデオを見て思い出したのが、「12人の怒れる男」というアメリカの映画である。50年くらい前の映画で、陪審員12人で怒れる男ということであり、そのときに裁判官はいないようだったが、日本は、裁判官がいる場で評議をするということか。アメリカでは法廷の映画が本当に多い。アメリカ人は昔から法廷というものが身近にあって、生活の一部として見ているのではないだろうか。裁判の生中継をするチャンネルもあるわけで、最近話題になった、アメリカンフットボールのO・J・シンプソンの殺人事件の本が出版直前に発売しなくなったということもあるなど、かなり歴史もあるのだろうが、身近にマスコミや映画の中で法廷というものを見て、情報を得ている。私もここに来る途中で、平成21年5月まで裁判員制度を始めるという看板を見たが、もう2年半もするとそういう制度がスタートするわけであり、我々マスコミとしても映画などをやってもいいだろうし、PRではない、いい意味での広報をやっていかなければと改めて思った。

◎ 陪審員制度との違いは、陪審員制度というのは、一言でいえば、被告人が有罪か無罪かは、陪審員だけで決めることになっている。裁判官はかかわらない。有罪となったら、次は、裁判官が刑をどうするかということをして、法律的な評価を含めて決めるという制度である。一方、裁判員制度は、裁判官と

裁判員が同じ立場で、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたら刑をどのくらいにするかを裁判官と裁判員で決めるという制度なので、そこが違う。

広報の関係は、いろいろな方法で、よろしく御協力をお願いしたい。

- 議論が元へ戻ってしまうが、先ほど裁判員は、強制的にかり出されるような強迫観念的なものを感じるという発言があったが、18日付けの全国紙に、「裁判員免除に最高裁が制度原案」という見出しで「最高裁は、17日裁判員を選ぶ具体的な手続の原案を公表した」ということで、「裁判官が、国民生活の実情に応じて柔軟に辞退を認める可能性を打ち出しているのが今回の原案の特徴」、もう少し具体的には、「候補者が裁判所に呼び出されるのは原則として、初公判の日の午前、裁判長が一人ずつ質問し、仕事や家庭の事情で辞退が認められるか微妙なケースを判断する。6人の裁判員が決まったら、早速午後から審理に臨む」と書かれていて、大分柔軟になったなという感想を持ったが、本当にこういう形で進むのか。
- ◎ 正に、そういった形で検討が進められている。事務方で、裁判員の選任手続のイメージ案の資料を準備しているので、配布して説明してもらおう。
- 「裁判員選任手続のイメージ案」を配布して、説明した。
- ◎ 辞退事由をより柔軟に考える方向で検討されているというのが、今配布した裁判員選任手続のイメージ案をはじめとするこの説明が元になって新聞報道されたもので、正に検討している最中である。今の事務方の説明はそれにとどまらずに、裁判員制度の環境整備に取り組んでいかなければならないということで、ちょっと広がっていたかもしれない。広報の有り様というのも、今までは裁判員制度の意義をきちんと知ってもらうための広報をやっていたが、今後は、環境整備に向けて、例えば、先ほど説明のあった従業員の休暇制度や、地方公務員の特別休暇制度などを設けてもらうような働き掛けをしなければいけないのではないとか、育児や介護の必要のある人でも裁判員になることができるように、例えば、市などに働き掛けて、育児、介護の支

援サービスに関する情報提供を受けるとともに、裁判員、あるいは裁判員候補者となるために、一時的な監護や介護の支援サービスを受けやすくする働き掛けもしなければならないという、いわば第二段階の広報に入ってきている状況である。

- 地方自治体として問題提起されたので、若干感想を述べたいと思う。公務員の特別休暇については、制度の問題で、意外とすんなりいくと思う。介護、育児の問題だが、現場で直面するのは、そのサービスがあるからそれをすぐ利用できます、とはなかなかいかない。介護を受ける側の問題がある。例えばホームヘルパーを派遣したいがといても、他人を家に入れたくないだとか、感情的な問題がある。育児の問題も、保育所に預けてすぐできますかという、お子さんがなかなか慣れていないとある程度の時間がかかるのではないか、ということがある。休暇の点では、地方自治体の職員でも、事務系統の職員は意外と取りやすい環境にあると思うが、医療職関係だと人間的な縛りもあり、スムーズに行くのかちょっと考えなければいけない問題ではないかと考えている。

全体の問題として、一言いわせていただきたいが、新しい制度になる場合、必ず何らかの問題は起きるのではないかと思う。だが、プラス思考の方向で進めていけば、きっと解決していくのではないか。私は、ある意味では楽観的な考え方をするが、必ず批判とかいろいろな現実問題が出ると思う。でも、それは知恵を出し合いながら、制度をまず成功させて、ソフトランディングできれば、ある程度の方向付けは見えてくるのではないか、具体的な問題はそこで解決していくと思っている。

- ◎ 裁判員選任手続のイメージ案は、今日席上で配ったので、あるいは今日すぐ見て何か意見があるかと言われても、恐らく答えにくいと思うので、場合によっては、持ち帰って見ていただいて、こういうところが問題ではないか、辞退事由はもっと緩やかに考えていいのではないか、とか、こういう考え方

は辞退事由として柔軟すぎはしないか、といった意見を次回にお聞きするということでもよいか。

- 裁判員に選任された方が辞退したいときは、柔軟に対応するという流れになっているようだが、裁判員になった方の守秘義務というのは、どうなのか。私の認識では、その裁判員に選ばれたことすら言ってはならないというふうに聞いていたが、間違いなのか。そうすると、例えば、会社に休暇をもらうことを要請するというのと相反するのではないか。
- 守秘義務に関しては、裁判員に選ばれたこと自体が対象になるということはない。評議の中身をその後で外部の方へ話されたりすることは禁止されているわけだが、裁判員になって、一般的な法廷で見聞きしたことを話していただくことは、公開の法廷での情報であるから全く問題ない。そのほか、一般的なもの以外に、その記録を見て個人のプライバシーにかかわるようなものを外部に出す、例えば、被告人の家族の問題であるとか、被害者のプライベートのことであるとか、そういうことを外に話されるとそれらの人の人権にかかわるから好ましくない。それから、評議の中で、だれがどういう発言をしたのかということは、評議の自由な意見を交換するという前提が基本になるので、やはりそれは困るという規制はあるが、それ以外には、裁判員になって、こんな人がいました、こんな人が集まりましたといった一般的な話はして構わないと思う。
- ◎ 一番大きいのは、評議のときに裁判員がどういうふうに言ったかということを外で言われてしまうと、評議を自由に行うことができなくなってしまうので、そのあたりが一番重い。もう一つは、公務員は職務上知り得た秘密、職務上知った人のプライバシーを外に漏らしてはならないことになっているが、そう難しいことを要求されているわけではないと思う。職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないというのは、裁判官に限らず、書記官、調査官、その他裁判所職員は、当然の前提として受け止めている。

なお、守秘義務については、裁判員制度ブックレットの72ページに記載があるので、紹介する。

- 前回欠席し「評議」のDVDを送ってもらって、昨日見たが、なかなかよくできていて、中身のあるものだと思った。しかし、この中で、確定的といえるかどうか分からないが、殺意があるとされ、最後に量刑のところで、執行猶予をつけるべきか実刑にすべきかで、データが示された。そのときに思ったのは、このDVDの中では、うまいことばらけて、実刑の場合もあれば、執行猶予の付く場合もあるということが紹介されて、いろいろ話し合われたわけだが、実際のところ、そのデータをだれが集めて、いろいろな条件を入力したら、ぱぱっと出てくるようなものが裁判所にはあるのか。殺人事件で、被害者が二人で、他の条件を入力していくと、ぱっと出てきて、それはある意味では、自動的に、裁判員の方たちに示されるものなのかどうなのか。それとも、例えば、左陪席の裁判官が、あなたがやりなさいと言われて、ある程度し意的とはいわないが、もし選べるのであれば、全く刑事事件の素人であれば、データで、このケースであれば死刑判決が圧倒的に多いと言われたら、かなり死刑やむなしということになってくる場合もあって、いわゆる同様事例の紹介、特に量刑を決定するに当たって、ある意味、相当大きな影響力を持つのではないかという気もする。その点裁判所できちっとデータがいろいろな観点からすぐ出てくるように、あまり担当者のし意が入らないような形に既になっているのか、ちょっと疑問に思った。
- ◎ 量刑に関する資料があるのかということと、だれがどういうふうにして選択するのかという点について説明してもらえるか。
- そもそも、量刑の資料が必要かどうかという議論からまずあったが、裁判員の方に、法定刑だけ示してこのくらいの幅がありますから自由に議論してくださいと言ってもまず議論にならないので、量刑資料を示す必要があるだろうと考えている。そしてその資料の示し方としては、まさに御指摘のあつ

たとおり、し意的にならないようにデータベース化する作業が既にある程度進んでいる。最高裁の刑事局で、かなりこれをコンパクトに容易に利用できるような形でデータ化を進めていると聞いている。それを実際にどういう形で、例えば具体的な事件でそれに対応するのはこれぐらいのものがありますと、引き出すのは、左陪席裁判官の仕事になるだろうと思う。そのときに、し意的に左陪席裁判官が選んでしまえば、お話しのとおりの問題は起きるわけだが、今の裁判官の裁判でも同じことがあるわけで、左陪席の裁判官が特定の事件だけを選び出して「裁判長、こんなばかりですよ。」と示されると、それを基に裁判が進んでしまうことになるわけだが、実際には、そういうことは起きていないはずであり、そういうことを裁判官はしない。一定の方向に導くための資料を選別するということは、裁判官の発想にはないと思う。ただ、基本となる資料自体がしっかりしたものでなければ、公平に選ぶことはできないので、そこを整備する必要はあると思う。そこから抽出するときには、従前どおり左陪席裁判官が、被害者の人数、あるいは、動機、年齢、そういった資料を入力して、一定の件数を絞って提示してくれるということ想定している。

- もちろん裁判官の方がし意的にということはあるし、今の裁判であれば、皆さんプロの裁判官であり、これはちょっとおかしいというのはすぐ気がつくと思うので、問題ないと思う。しかし、例えば、事案が全く違うので一概にはいえないが、ここ数年死刑判決が多い。死刑が確定している人もどんどん増えて、恐らく確定死刑囚の最後の人処刑されるのは、50年後くらいになるのではないかと言う人もいる。それから、当たり前だが、性犯罪に関する量刑もどんどん厳しくなっている。こういった点も、過去何十年から自動的にピックアップされるとか、あるいは、それは15年、20年、それ以前にはさかのぼらないというような、そんなルールはあるのか。
- 個人的な意見だが、恐らく極刑が予想される事件については、かなり広く

データを取ることを想定している。例えば、同じような事件というのは、似ているものはあっても全く同じものはないはずで、ある事件が起きたとき、似たようなものをさがしてくるたびに、極刑が予想される事件は何百件もあるわけではないので、ある程度数多く年代を広げて調べないと適切な資料にならないのではないかと思う。また、性犯罪の場合は、法定刑の改正が時代、時代に行われているので、法定刑が重くなるというのは、立法府がそれを重罪化するという意思の表明なので、そこが一つの基準になって、それ以降の裁判例をベースにする。ただ、数が少なければ、その前から拾ってくる形になるのではないかと思う。

- 裁判員制度が導入されるということが決まって、裁判官の数とか裁判員の数などが決まっていない段階で、秋田弁護士会で模擬裁判をやったが、一般の方から裁判員を公募して、三つのグループを作って、弁護士が裁判官役になってやった。ある裁判体には、わざと裁判官役の弁護士が、積極的にリードする形とし、もう一つはほとんどしゃべらない形でやってみた。思ったほど弁護士の裁判官役に事実認定の関係では引きずられなかったと思う。それは、本当の裁判官でないということと、公募でやったので、意欲のある人の集まりなので、そういう結果になったのだと思う。ただ、量刑のところでは、一般の方は全然分からなくて、裁判官役の弁護士が自分の経験からこれぐらいのことをやったらこれぐらいですよと言うと、やっぱりちょっとそれに引きずられるという傾向があった。この量刑のところが非常に裁判員の方が悩ましいのではないかと思う。一般的に、普通の裁判でも、一審判決と事情が全く変わらないのに高裁で変わるということもありうるわけで、ここは、工夫ということではないのかもしれないが、裁判所に、このところは本当に市民の方が困らないような態勢作りをしてもらえればと思う。

- ◎ 裁判員裁判実施支部について、資料を配布して説明した。

秋田では、少なくとも裁判員制度開始時点では、本庁でしか裁判員裁判は

扱わない予定である。

- 本庁だけが裁判員裁判を行うということだが、裁判員の候補者は、全県一区だとすれば、湯沢市や鹿角市の方も当然、抽選かくじで選ばれるのか。そうすると、遠方だからこられないというわけではなく、先ほどいった湯沢市や鹿角市の方も秋田の本庁に呼び出されるということか。その点は、別に地域的に配慮するなどではなく、本当にくじということか。
- ◎ 裁判員裁判の予想件数なども関係してくるし、本庁まで来る距離とか時間も考えなければならない。いろいろな要素を考慮してのことだが、大館にしても大曲にしても裁判員裁判の対象事件は、過去3年くらいみてもあまりない。そういった要素を総合考慮して、秋田の場合は、裁判員制度開始時点においては、本庁のみで裁判員裁判を行うということである。将来また再検討しなければならないということがあれば、先の問題としては出てくるかもしれない。
- 支部で実施されるところでは、裁判員候補者の地区割りはあるのか。
- ◎ 支部の管轄というのがあるので、例えば、八王子支部だと、東京都のうち東京23区と島の部分を除いて、23区から西側が全部対象となっている。
- 例えば、東北管内で唯一挙げられている郡山だと、会津若松支部といわき支部が郡山とともに、選挙管理委員会があるところが管轄となって、それ以外の福島市とか相馬などが本庁にというイメージで考えられている。
- ◎ 裁判員制度全国フォーラムin秋田の開催を、来年1月27日（土）に予定しているので、この関係を事務方から簡単に説明させる。
- 「裁判員制度全国フォーラムin秋田」について、配布した資料に基づいて説明した。
- ◎ 土曜日で、しかも今年のことを思うと、雪など降るかもしれないが、皆さん、よろしければ是非参加していただけたらと思う。

## (2) 裁判所利用者アンケートについて

- ◎ 次に裁判所利用者アンケートの中間報告に移る。事務方から中間集約結果を報告させる。
- 配布した資料に基づいて説明した。
- ◎ 今報告にあったように、アンケートを今後も継続していくかどうか、一つの問題かなと思っている。裁判所の各室の案内表示をもっとわかりやすくしたりすることを考えているが、そういったことをした後にもう一回、裁判所利用者アンケートをやってみるとか、何か節目節目でやっていけばいいのかという気もするがどうか。ずっとやっていってもどうもだんだん先細りになるのと、意見をそう拾い上げなければいけない回答内容というのが出てこないと感じている。
- アンケートの継続のことについては後で意見を述べるが、一つは、数の問題で、私たちは日常的に裁判所に来ているので、どこに用紙があって、どこに箱があるのか、大体分かるが、そうはいつでも、ぱっとすぐ目についているかということ、必ずしも、「ああ、あそこにあったのか。」と後で気がつくこともあったりした。また、先ほど地元新聞のコラムに載ったが、逆にいうとあれだけだった。そういう点で、来庁者の方がどの程度認識されてアンケートされたのかどうか、一応検証した上でないと、少なくなったのでこれでいいということにならないのではないか。逆にいうと、裁判所にはたくさんの方がくるわけで、もし知っていれば書いたはずだという方も、もしかしたらたくさんいるかもしれない。例えば、いろいろな企業や官公庁だと、常時受付の横とかに用紙を置いてあったりして、そこで記入して回収箱にすぐ入れられるようになるが、裁判所だと用紙はあるが箱がエレベーターホールに別れていて、用紙は用紙、箱は箱、箱のところに用紙もあるが、少し分かりにくいかなという感じはしていた。そういうことも含めて、もう一度検討して、もうちょっとやり方を変えれば、もう少したくさんの方々の御意見を聞けるのではないかとということも含めて検討した方がいいのではないかと思います。

う。

- ◎ 事務方の方で、そもそも回収の箱をどんな体裁にするかとか、アンケート用紙をどこに置くかとか、なるべく見やすくしようと検討したと思うが、その辺のところを、実際に担当した者に説明させる。
- アンケート用紙と回収箱を置くところについては、来庁者の方に目立つようにということで、1階については正面玄関ホール、それから各階のエレベーター前に、案内板とともに、アンケート用紙と回収箱を置いている。また、各階の待合室スペースなどにも置いているが、置く場所のスペースの関係で回収箱が置けなかった。先ほど委員からも御指摘があったように、そういう意味では、ちょっと不便なところがあったのかと思っている。用紙についても見やすいように、前回の委員会にお諮りしたが、見やすいように文字を大きくしたり、イラストを入れたりという形で取り組んでいるところである。冒頭に事務方から不明枚数が50何枚と、回収された枚数より多く、これは持ち帰られた方だが、何に使ったかはよく分からないが、そういう意味では、アンケートを手にとった方は、もっともっというと考えており、ただ回収箱に入れられた方がちょっと少なかったのかなと思っている。
- ◎ 委員からは、こういうものは、もっと目立つ形で置いて、しかも常時継続した方がいいのではないかという意見が出たが、ほかの委員の方はどうか。
- 数も減ってきたし、内容も似かよってきて大体分類できるという話だったが、正直に言って、母数が32では少ない。アンケート終了までもう1か月はあるものの、爆発的に増えるとは思えないが、事務的な処理がとても大変になるということでもなさそうだし、私は続けても何ら問題はないのではないかと思う。むしろ、例えば対応の仕方とか、ハード面に関して、どういった点を改善するとよりよい裁判所になるのかアンケートで見えてくるのであれば、一人の意見でも二人の意見でも、あっと気づかされることがあればこれはしめたもので、そんなに怖がらなくてもいいのではないかと思う。お

店でも今はそれぞれのテーブルにアンケート用紙を置いている。いろいろ書き込んでいく人もいるし、辛らつなことも言われることもあるかもしれない。確かに悪い理由を見ると、思わずぷっとふきだすような内容もあるが、例えば、何分待たせるんだというこの一言がイメージできる。だから、私は、やっけていて、いろいろ御意見を頂いておいて、それを参考にすると、すぐにそれができるわけではないかもしれないが、聞いておくということは、悪いことではないと思うので、継続したらいかがか。

○ 先週、弁護士会で刑務所を見学した。刑務所と裁判所を一緒にするわけではないが、監獄法が改正になって刑務所も大分変わって、刑務所の中に入っている方の意見を入れる提案箱だったか、そういうのを作るというのが法律で決まっていて、常時置いてある。それは、裁判所の視察委員会という第三者委員会が見るが、刑務所の職員は見ないで、目安箱的な感じになっている。もちろん、裁判所と刑務所は一緒ではないが、いわゆるアンケートなので、ずっと置いていること自体、意味があるのではないかと思う。今回のアンケートは、見やすいか見やすすくないかということも含めて、アンケートの項目自体もそれでいいかということなどをとりあえず試験的にやりましようという話だったと思うので、いろいろ手直しするところもあり得ると思う。また、地裁委員会で、支部のことも幾つか議論したと思う。例えば、入り口がどうか、あるいはエレベーターがあるかないかも含めて、支部の有り様も少し話したと思うので、とりあえず試験的にということで本庁だけだが、そう手間がかからないようであれば、支部にも置いてもらえれば、支部ではこう考えているという意見が、もしかしたら出るかもしれないので、そういうことも含めて検討したらいいと思う。

◎ 事務方の方で、ざっくばらんなところ、手間がかからないという前提で話がされているが、そののところはどうか。

□ 率直なところ、手間かどうかといえ、集計、集約することは、そんなに

手間ではない。

- ◎ この利用者アンケートを継続するかどうか次回までにまた検討してはどうか。こちらで考えていたのは、節目節目でいいぐらいに思っていた。今までのアンケートは1枚1枚裏表全部見ていたが、先ほど事務方から報告があったとおり数もだんだん少なくなっているし、中には、裏面に絵文字が書いてあったりして意味が全くとれなかったりして、ある意味まじめではないのかと思ったりした。だから、事務方の負担も考えて、こういうのは節目節目でやればいいのかなど思っていた。ただ、必ずしも、委員の方々の意見を聞いていると、どこでも置いてあることだし、継続した方がいいのではという意見も有力なようなので、次回までもう一度検討するということでよろしいか。

□ 大中事務局長

今日は、中間報告であり、全体の報告の後にまた議論していただければ有り難い。

- ◎ まだ、先があるので、様子を見てもう一度次回に行くこととする。

(3) その他

- ◎ 「全国の地家裁委員会の活動状況について」資料を配布して説明した。

(4) 次回開催予定など

- ◎ 裁判員選任手続のイメージ案がでてきているので、これについての皆さんの質問なり意見なりを、聞きたいと思う。それと、裁判所利用者アンケートもさらに約1か月分くらい加わることになるので、それを報告した上で、さらに継続するかどうかというあたりを、みなさんに検討していただけたらと思っている。したがって、次回も地家裁の委員会を合同開催としたいが、よろしいか。

(各委員がうなづく)

開催時期については、平成19年3月上旬から中旬くらいとし、後日、委

員の御都合を照会させていただくことにする。